



- 注：1 各年度に、森林管理局・署等が主催又は共催した、作業システム、低コスト造林等をテーマとした現地検討会等の実施状況。
- 2 民有林関係者とは、森林管理局・署職員以外で、地方公共団体や林業事業体の職員等。